

# 三重県省エネ・再エネ等 設備導入加速化補助金



県内の中小企業・小規模企業等が原油価格、電気・ガス料金の高騰等の影響を克服するため、性能の優れた省エネ機器への更新、自己消費再生可能エネルギー発電装置の導入に取り組むことを支援します！

## 公募期間

(第1次募集締切) 令和4年7月8日(金)～令和4年8月10日(水)(必着)

(第2次募集締切) 令和4年9月14日(水)まで(必着)

※第2次募集は、第1次募集の予算残額の範囲内で募集します。第1次募集の状況によっては、第2次募集は募集自体が中止となる場合がありますのでご注意ください。

## 補助対象者

三重県内に本社又は事業所等を有する、  
**中小企業者等(法人、個人事業主)**

※業種、業態は問わない。大企業、みなし大企業は除く。個人事業主は青色申告者に限る。

## 補助対象事業

### (1)省エネ設備更新

(ア)一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネルギー最適化診断、又は、「省エネお助け隊」により、設備更新に関する提案のあった設備へ、既存の設備から更新する事業

(イ)国の「令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の『(C)指定設備導入事業』に指定されているエネルギー消費効率が一定の基準を満たし、当該事業で補助対象設備として登録及び公表されている指定設備へ更新する事業

### (2)再生可能エネルギー発電装置導入

(ア)太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電又はこれらの複数の組み合わせにより、事業活動において自己消費する発電設備を導入する事業。ただし、蓄電池は、太陽光発電等と組み合わせる場合又はすでに再生可能エネルギー発電装置を導入済みの場合を対象とする。

(注) 1 次の場合は、補助対象外となります。

○補助対象事業(1) ・新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備  
・既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合  
・故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業  
・専ら居住を目的とした事業所における設備更新

○補助対象事業(2) ・売電を目的とする事業(ただし、交付決定の翌年から起算5年以内に売電を行う場合に限る。)  
・専ら居住を目的とした事業所における設備更新・新設

(注) 2 (1)(イ)のうち、低炭素工業炉及び圧縮機(コンプレッサ)を除く産業用モータ(モータ単体、ポンプ、送風機)は、補助対象設備の型番等が国の事業で公表されていないため、国の事業の採択基準を満たしていても、本補助事業では対象外とします。

補助率

補助対象経費の2/3以内

補助限度額

400万円(下限)～  
1000万円(上限)

補助対象期間

交付決定日から令和5年3月3日まで(支払いまで完了していること)

補助対象経費

経費区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造(改修を含む。)に要する費用
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

提出書類

下記申請書提出先まで郵送または  
メールでご提出にしてください。

(1)交付申請書

(2)事業計画書

(3)法人の場合:定款、及び、設立許可書又は登記事項証明書

個人事業主の場合:税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し

※電子申告(e-Tax)を行った場合は、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)を提出すること

(4)最新の財務諸表の写し(貸借対照表、損益計算書等)

(5)県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類

(6)税務署が発行する納税証明書

※(5)、(6)は発行日が6か月以内のものに限る

詳細は県HPにて  
ご確認ください。



評価指標

設備を導入することで得られる省エネ効果

○補助対象事業(1)の場合 計画省エネルギー量 及び 計画省エネルギー率

○補助対象事業(2)の場合 計画再エネ発電量 及び 計画再エネ発電率

※各評価指標を数値で証明する資料を添付してください。詳細は、交付要領をご確認ください。

申請書提出先・お問合せ先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県雇用経済部 新産業振興課

三重県省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金 係 (担当:吉岡、服部)

電話:059-224-2749

FAX:059-224-2078

E-mail: shinsang@pref.mie.lg.jp